

人事行政の運営等の状況

つるぎ町人事行政の運営等の状況に関する条例(平成18年条例第7号)に基づき、令和5年度における本町の人事行政の運営の状況を公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1)職員採用の状況(令和5年度)

職 種	採 用 者 数
一般事務職	4 人
栄養士	1 人
技能労務職	1 人
計	6 人

(2)再任用の状況(令和5年度)

再任用制度とは、年金制度の改正による公的年金支給開始の年齢引上げに伴い、雇用と年金の接続を図るとともに、職員が長年公務で培った知識・経験を行政サービスの質の向上に結びつけることを目的に、定年等で退職した職員を改めて任用するものです。

職種	区分	常 時 勤 務 職 員		短 時 間 勤 務 職 員	
			内任期更新		内任期更新
一般事務職等		0 人	0 人	13 人	10 人
教育職		0 人	0 人	2 人	1 人
技能労務職		0 人	0 人	3 人	3 人
計		0 人	0 人	18 人	14 人

(3)会計年度任用職員の任用状況(令和5年度)

職 種	区 分	フルタイム会計年度任用職員
栄 養 士		1 人
看 護 師		1 人
調 理 員		2 人
保育士・幼稚園教諭・保育補助員		12 人
放課後児童支援員・放課後児童補助員		7 人
計		23 人

(4)部門別職員数の状況と主な増減理由(令和5年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和4年	令和5年		
一般行政部門	議会	2人	2人	0	
	総務	42人	39人	▲3	退職、事務分掌の見直しによる減(減員分は再任用短時間勤務職員を配置)
	税務	7人	6人	▲1	事務分掌の見直しによる減
	民生	47人	42人	▲5	退職による減(減員分は会計年度任用職員を配置)
	衛生	10人	13人	3	コロナ関連業務等による増
	労働	0人	0人	0	
	農林水産	13人	12人	▲1	事務分掌の見直しによる減
	商工	7人	7人	0	
	土木	15人	15人	0	
	小計	143人	136人	▲7	
	教育	35人	35人	0	
	普通会計計	178人	171人	▲7	
公営企業等会計部門	病院	154人	154人	0	
	水道	7人	8人	1	緊急時の業務対応による増
	下水道	2人	2人	0	
	その他	22人	22人	0	
	小計	185人	186人	1	
	合計	363人	357人	▲6	

(注) 職員数は一般職に属する職員数で、地方公務員の身分を保有する休職者及び派遣職員等を含み、再任用短時間勤務職員、非常勤職員、会計年度任用職員を除きます。

2 職員の人事評価の状況(令和5年4月1日現在)

人事評価制度は、職員(会計年度任用職員含む)がその職務を遂行するにあたり、発揮した能力と挙げた業績を公正に評価することで、主体的に業務に取り組むより一層高い能力を持った職員を育成し、住民の皆さまへのサービス向上につなげることを目的とするものです。つるぎ町におきまして平成28年4月1日から制度運用を開始し、令和3年度よりその結果を昇給等に反映しています。

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
令和4年度	7,893	8,183,530	169,864	1,610,358	19.68	20.18

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
令和4年度	195	684,735	95,237	247,615	1,027,587	5,270

(注) 職員手当の額には、退職手当を含みません。

(3) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和5年4月1日現在)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	44.3 歳	313,174 円	354,606 円
技能労務職	46.6 歳	286,323 円	297,941 円
教育職	40.8 歳	258,886 円	282,014 円

(4) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区分	つるぎ町	国
一般行政職	大学卒	185,200 円
	高校卒	154,600 円

(5) 職員の手当の状況

ア 期末・勤勉手当(令和4年度支給実績)

一般職	期末手当	勤勉手当	計
6 月期	1.20 月分	0.95 月分	2.15 月分
12 月期	1.20 月分	1.05 月分	2.25 月分
計	2.40 月分	2.00 月分	4.40 月分

※職制上の段階、職務の級等による加算措置あり・役職加算 5%~15%

再任用短時間勤務職員	期末手当	勤勉手当	計
6 月期	0.675 月分	0.450 月分	1.125 月分
12 月期	0.675 月分	0.500 月分	1.175 月分
計	1.350 月分	0.950 月分	2.300 月分

イ 退職手当(令和5年4月1日現在)

区分	自己都合	応募認定・定年
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続 25 年	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709000 月分
最高限度額	47.7090 月分	47.709000 月分
加算措置	定年前早期退職特例加算(3%~45%)	

ウ 扶養手当(令和5年4月1日現在)

扶 養 親 族	金 額
配 偶 者	6,500 円
子	10,000 円
そ の 他 扶 養 親 族	6,500 円
特定期間加算(16歳になる年度の4月～22歳に達する日以後最初の3月31日まで)	5,000 円

エ 住居手当(令和5年4月1日現在)

区 分	支 給 月 額
借 家	家賃の額に応じて支給(支給限度額28,000円)
持 家	平成21年度廃止

オ 通勤手当(令和5年4月1日現在)

自動車等の使用者	片道の使用距離が2km以上60km未満の職員に2,000円～29,800円を支給 片道の使用距離が60km以上の職員に31,600円を支給
----------	--

(6) 特別職の報酬等の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額	等
給 料 報 酬	町 長	754,000円	期 末 手 当 (令和4年度支給実績) 6月期 1.625月分 12月期 1.675月分 計 3.300月分
	副 町 長	604,000円	
	教 育 長	553,000円	
	議 長	274,000円	
	副 議 長	233,000円	
	議 員	195,000円	

(7) 再任用短時間勤務職員の給与の状況(令和5年4月1日現在)

給 料 月 額	172,960円	※行(-)給料表 2級216,200円に格付けします。但し、勤務形態が1週間31時間の短時間のため、216,200円×31時間/38時間45分=172,960円となります。
---------	----------	--

(8) 会計年度任用職員の給与の状況(令和5年4月1日現在)

主 な 職 種	給 料 月 額 等				期 末 手 当
	基 礎 号 給		上 限		
	級・号給	月 額	級・号給	月 額	
保 育 士 ・ 助 教 諭	1級9号給	158,900円	2級5号給	205,400円	(令和4年度支給実績) 6月期 1.20月分 12月期 1.20月分 計 2.40月分
栄 養 士	1級9号給	158,900円	1級37号給	204,200円	
看 護 師	1級9号給	158,900円	1級37号給	204,200円	
調 理 員	1級1号給	150,100円	1級21号給	175,300円	
放 課 後 児 童 支 援 員	1級1号給	150,100円	1級37号給	204,200円	
保育補助員・放課後児童補助員	1級1号給	150,100円	1級21号給	175,300円	

※学歴免許等の資格による号給の調整あり

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の状況(標準的なもの)(令和5年度)

1週間の勤務時間	38時間45分
1日の勤務時間	午前8時30分から午後5時15分まで
休憩時間	正午から午後1時まで

(2) 休暇制度の概要・種類等

職員の休暇には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇等があり、それぞれの概要は以下のとおりです。

【年次有給休暇】有給の休暇で、1年度につき最高20日間付与され、前年度からの繰越分を含めると最高40日間となります。

(再任用短時間勤務職員は勤務時間に応じ付与 20日×31時間/38時間45分=16日)

【病 気 休 暇】負傷または疾病のため勤務することができない職員に対し、医師の証明等に基づき、最小限度必要と認められる期間その治療に専念させる目的で設けられた有給の休暇です。

【特 別 休 暇】特別の事情により、職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇です。(休暇の主な種類については以下(3)のとおり)

【介 護 休 暇】配偶者、子、職員または配偶者の父母などの親族で、負傷又は疾病等により、2週間以上にわたり日常生活を営むことに支障がある者を介護するため、勤務しないことが相当であると認められた場合における無給の休暇です。

(3) 主な特別休暇(令和5年4月1日現在)

種 類	付 与 日 数 等
公民としての権利を行使する場合の休暇	その都度必要と認める日又は時間
証人等として官公署等へ出頭する場合の休暇	その都度必要と認める日又は時間
骨髄提供者となる場合の休暇	その都度必要と認める日又は時間
災害等による出勤困難等	その都度必要と認める期間
ボランティア活動に参加する場合の休暇	5日以内
結婚する場合の休暇	7日以内
出産に係る産前産後休暇	産前8週間(多胎妊娠の場合は14週間)～産後8週間
生後1年に達しない子を保育する場合の休暇	1日2回、それぞれ30分以内
不妊治療に係る休暇	1年に5日(治療内容により10日)以内
妻が出産する場合の休暇	2日以内
育児参加をする場合の休暇	5日以内
父母、配偶者、子の看護のための休暇	1年に5日(家族が2人以上の場合は10日)以内
短期の介護をする場合の休暇	1年に5日(要介護者が2人以上の場合は10日)以内
親族が死亡した場合の休暇	死亡した親族によって1日から10日以内
父母、配偶者、子の祭日	1日以内
夏期休暇	3日以内(7月1日～9月30日までの期間内)

(4) 休暇等の取得状況

年次有給休暇平均取得状況(令和4年1月1日から令和4年12月31日)	12.2 日
介護休暇取得者数(令和4年度中に新たに取得した者)	1 人

(5) 会計年度任用職員の休暇制度

会計年度任用職員の休暇については、つるぎ町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則により年次有給休暇、病気休暇、特別休暇(有給・無給)、介護休暇等の制度があります。

5 職員の休業に関する状況(令和4年度中に新たに取得した者)

育児休業取得者数(男性1、女性2)	3人
自己啓発等休業取得者数	0人

※ 現在、配偶者同行休業、修学部分休業、高齢者部分休業につきましては、条例化していません。

6 職員の分限処分及び懲戒処分の状況(令和5年度)

(1)分限処分の状況

処分の内容	処分した職員数	処 分 の 事 由
免 職	0人	
休 職	0人	
降 任	0人	
降 給	0人	

(2)懲戒処分の状況

処分の内容	処分した職員数	処 分 の 事 由
免 職	0人	
停 職	0人	
減 給	0人	
戒 告	0人	

7 職員のサービスの状況(令和4年1月1日から令和4年12月31日)

地方公務員法第30条では、全ての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務遂行にあたっては全力でこれに専念しなければならないとされています。

このサービスの基本原則を忠実に実行するため、職員には命令に従う・秘密を守る義務や信用失墜行為・争議行為の禁止、営利企業等の従事、政治行為の制限などが課せられています。

(1)職務に専念する義務の免除

職員は勤務時間中、その全力を挙げて職務に専念することが義務付けられていますが、地方公務員法の規定、または職務に専念する義務の特例に関する条例で定められた、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合、そのほか規則によって定められた活動等を行う場合については、職務に専念する義務が免除されることがあります。

なお、令和4年中においては研修、定期健康診断や人間ドックの受診を除き、講師派遣や消防団活動などにより、34件の職務専念義務免除が承認されています。

(2)営利企業等従事許可

職員は、任命権者の許可なく営利を目的とする会社などの役員や地位を兼ねたり、自ら経営をしたり、報酬を得ていかなる事業・事務にも従事することはできません。

令和4年中は、就業構造基本調査調査員5件について営利企業等従事許可申請書の提出があり、全て許可されています。

※ 消防団活動については、服務規程において、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定に基づいた消防団員の兼職が承認された場合、営利企業に従事するための許可を必要とせず、かつ職務専念義務が免除されることが定められています。

8 職員の退職管理の状況(令和4年度・令和5年度)

地方公務員法の一部改正に伴い、平成28年4月1日から地方公務員の退職管理制度が施行されました。

つるぎ町におきましても関係条例を制定し、元職員による働きかけ規制の円滑な実施と退職管理の適正確保のため、管理監督者(6級の職務にあった者)であった元職員に対して、離職後2年以内の営利企業等への再就職について、任命権者への届出を義務付けています。

○令和4年度に退職した管理監督者の再就職状況

退職者数 (6級の職務 にあった者)	再就職者数		再就職しない者
	再任用または 特別職へ任命	営利企業等	
5人	3人	0人	2人

○退職の状況(令和5年度)

職種	区分	定年退職	応募認定退職	普通退職	その他	計
一般事務職		0人	0人	2人	0人	2人
技能労務職		0人	0人	0人	0人	0人
保育士・幼稚園教諭		0人	0人	0人	0人	0人
計		0人	0人	2人	0人	2人

9 職員の研修の状況(令和5年度)

○本町主催の研修

研 修 名	受 講 者 数
防災研修	39人

○徳島県自治研修センター等主催の研修(その1)

研 修 名	受 講 者 数
市町村課長級研修	4人
市町村課長補佐級研修	6人
市町村係長級研修	5人
市町村職員研修Ⅱ	9人
市町村職員研修Ⅰ	6人
市町村新規採用職員研修(後期)	5人
市町村新規採用職員研修(前期)	5人
メンター(新人職員指導者)養成研修	1人
住家被害認定調査員研修(第1回)	3人
法制執務講座	5人
市町村発達が気になる子と保護者支援研修	1人
第1回徳島県災害マネジメント支援員講座	1人
市町村税務職員研修	2人
市町村再任用・定年延長者受入研修	2人
自治体の広報&PR講座	2人

○派遣研修等

派 遣 先	受 講 者 数
徳島県西部総合県民局地域創生観光部	1人
一般社団法人そらの郷	1人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

地方公務員法により、地方公共団体は、職員の保健、元気回復、その他厚生に関する計画を樹立し、実施することが義務づけられています。

(1) 福利厚生の状況

○制度ごとの加入団体の状況

区 分	加 入 団 体	事 業 内 容
福 利 厚 生 制 度	徳島県市町村職員互助会	公益事業(教育支援、防災支援など) 福利厚生事業(医療・慶弔・休業等に関する給付、ライフプランセミナー等の講座、人間ドック等の助成など)
	徳島県教職員互助組合	
共 済 制 度	徳島県市町村職員共済組合	短期給付事業(健康保険に関する給付) 長期給付事業(年金・一時金に関する給付) 福祉事業(保健保持増進、貯金、貸付など)
	公立学校共済組合	

○福利厚生事業に係る公費補助の状況(令和5年度)

団体名	会員数 (各年度末日時点)	公費補助総額	公費補助率	1人当たりの 公費補助額
(一財)徳島県市町村職員互助会	257 人	3,071,000 円	50 %	12,000 円
(一財)徳島県教職員互助組合	11 人	0 円	0 %	0 円

※R4.10～共済適用拡大に伴い会員数及び公費補助総額にはパート会計年度任用職員も含まれている。

(2) 健康診断の状況(令和5年度)

区 分	受 診 者 数
定 期 健 康 診 断	109 人
人 間 ド ッ ク	164 人

※受診者数にはパート会計年度任用職員も含まれている。

(3) 公務災害の発生状況(令和5年度)

地方公務員災害補償制度とは、地方公務員が公務上の災害(負傷、疾病、障害、死亡)、または通勤による災害を受けた場合に、地方公務員災害補償法の規定により、地方公務員災害補償基金がその災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行うことで、地方公務員とその遺族の生活の安定と福祉の向上に貢献することを目的とするものです。

区 分	発 生 件 数	認 定 件 数
公 務 災 害	0 件	0 件
通 勤 災 害	0 件	1 件

(4) 措置要求・不服申立ての状況(令和5年度)

区 分	件 数
勤務条件等に関する措置の要求の状況	0 件
不利益処分についての不服申立ての状況	0 件